

割烹 梅なごみ

今回ご紹介するのは、青梅市で割烹料理店「梅なごみ」を経営する梅田毅さんです。葉山の老舗料亭で約6年修行され、その後、都内の割烹旅館で料理長を務め、2019年に独立し開業されました。厳選された旬の食材を用いた本格的な日本料理を味わえます。日本酒にもこだわり、地元・澤乃井をはじめ、田酒など全国の銘酒を約20種類用意されています。時計がなく落ち着いた大人の雰囲気の内店は、店名の”和＝なごみ”にある様に時間を忘れてゆっくりとくつろいでほしいという店主梅田さんの思いが溢れています。落ち着いた空間でゆっくりお料理とお酒をお楽しみください。



梅田さんから一言
「ぜひ一度、お店の雰囲気を感じていただきたいです。皆様のご来店を心からお待ちしております。」

テイクアウト会席弁当（要予約）
梅 4,100円
なごみ 5,800円
その他のお弁当もご用意しています



会席料理
梅 3,850円
なごみ 5,500円
梅なごみ 7,700円



お節料理 予約受付中！

30,000円
（2～3人前）

15食限定

お早めにご予約ください



割烹 梅なごみ ※予約制

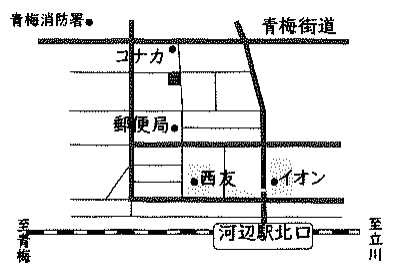
営業時間：12:00～14:30（2日前までの要予約）
17:00～23:00（21:00ラストオーダー）

定休日：月曜日

住所：青梅市師岡町4-10-16CrestKabe102

電話：0428-78-3919

詳しくは「梅なごみ」ホームページをご覧ください



無料相談室のお知らせ

税理士

12月8日（水）

「相続」「譲渡」「法人成り」など

生命保険

12～3月はお休み

いろいろな種類があっていいの？
たいどれに入ればいいのか？

遺言書

相続

離婚



「売掛金の回収」、「取引先とのトラブル」、「交通事故」など、会員の皆様の事業や生活において生じた法律問題を地元弁護士に無料でご相談いただけます。

田中法律事務所 代表 田中洋一郎
青梅市東青梅 5-16-19

予約制でおひとり1時間です。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

ジョブカン青色申告 やよいの青色申告

をご利用中の方へ更新のお願い



“ジョブカン青色申告（旧ツカエル青色申告）”“やよいの青色申告”をご利用時、**更新の案内**が表示される事があります。これが表示された場合は**必ず更新を行ってください**。更新作業を行わないと新たな変更点が反映されません。

青色申告会員必携の配布について

令和4年版「青色申告会員必携」を12月1日より配布いたします。ご希望の方は申告会へお越しください。部数は用意しておりますがなくなり次第終了となります。また、配送は行いませんのでご了承ください。

流行が懸念されています

インフルエンザ予防接種

接種料 3,900円（税込）
18歳以上の方

受診期間：1月末まで（ワクチンがなくなり次第終了）

受診機関：新町クリニック健康管理センター（青梅市新町3-53-5）

予約方法：[新町クリニックにお電話で（0428-31-5312）](tel:0428-31-5312)お申込みください。

※青梅青色申告会会員であることを必ずお伝えください。



LINE公式アカウント 青梅青色申告会

いろいろな情報をご案内！

- ・会費などの引落し案内
- ・決算指導会などのご案内
- ・新型コロナウイルスの給付金の情報など



（一社）青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25

TEL：0428-23-0108 FAX：0428-22-4788

受付時間：平日9:00～17:00

土曜9:00～12:00

休館：第2、第4土曜、日曜祝日（臨時休館の場合HPにて掲載致します）



休館日

年末年始12月29日（水）～1月3日（月）

12月11日（土）

1月8日（土）、21日（金）

3月16日（水）、26日（土）

および土曜日の午後、日曜日・祝日



「令和3年分 決算指導会」ご予約受付開始のお知らせ

決算・申告シーズンまで間もなくです！青梅青色申告会では、「決算指導会」として、次の日程で会員の皆様の決算書作成・個別サポートをおこなってまいります。直前になりますとご予約が取りづらくなりますので、お早めのご連絡をお願いいたします。

■ 所得税の決算指導会

【日時】 令和4年1月24日（月）～3月15日（火）＜日曜・祝日は休館＞

【時間】 [平日] 9～12時／13～17時＜最終受付16時00分＞

[土曜日] 9～12時＜最終受付11時＞

【指導内容】 帳簿の決算整理、決算書類等作成方法の指導

※帳簿内容の確認はいたしかねますので、必ず事前に記帳点検にお越しください

■ 消費税の決算指導会

【日時】 令和4年3月17日（木）～3月31日（木）＜日曜・祝日は休館＞

【時間】 [平日] 9～12時／13～17時 [土曜日] 9～12時

【指導内容】 消費税の決算書類等作成方法の指導

【予約】12月10日（金）9時より予約受付開始

「LINE公式アカウント」「インターネット」「電話」からご予約いただけます。

LINE公式アカウント

友だち追加で、さまざまな情報をご案内しています。



インターネット予約

スマホ、パソコンからできます。こちらのQRコードまたはHPよりご予約ください。



電話予約

0428-23-0108

※予約は会員さんおひとりにつき1回1時間です。2回目以降のご予約は1回目が終わった後に行ってください。2回目以上の予約を確認した場合はキャンセルさせていただきます。

※三密を避けるため当日受付を減らし、予約中心とさせていただいておりますので、ご予約のうえお越しください。

※3月14、15日は当日受付のみになります。3月16日は休館です。

【費用】「決算指導会」期間中は、ご来館された皆様に費用をご負担いただいております

※「決算指導会」期間以外は、原則的に費用のご負担はございません。

＜所得税＞ 基本金額 2,000円～（1時間、記帳方法やサポート内容に応じる）/ 2時間以降1時間につき2,000円

＜消費税＞ 基本金額 1,000円～（1件、記帳方法やサポート内容に応じる）

※決算申告期は原則として決算申告サポートのみとさせていただきますが、そのほかのサポート（記帳点検等）で来館される場合も上記金額をご負担いただきます。

・記帳の指導をまだ受けていない方は、必ず事前に内容の確認にお越しください。

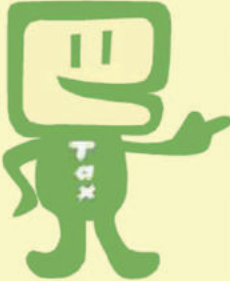
・駐車場が混雑致しますので、公共交通機関またはお近くのコインパーキング（有料）をご利用いただきますようご協力お願い致します。



消費税の
インボイス制度

インボイス制度の登録申請の受付を開始しました！

令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)
- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。

e-Tax申告の
ご案内

マイナポータル連携で確定申告がますます便利に！

確定申告に必要な控除証明書等のデータは、マイナポータルから情報を一括取得し、
所得税申告書へ自動入力することができます。

- ふるさと納税
- 株式の特定口座
- 住宅ローン控除関係
- 生命保険
- 地震保険
- 医療費(注)

今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

※ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用者登録が必要です。詳細については、国税庁ホームページ「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご覧ください。

(注)医療費について、令和 3 年分については、令和 3 年 9 月から 12 月分の医療費通知情報(保険診療分)が令和 4 年 2 月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です(令和 4 年分以降は 1 年間を通した医療費通知情報(保険診療分)が取得可能となる予定です。)

～ 国税庁ホームページからe-Taxで確定申告 ～

所得税・消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」から作成できます。

これまでパソコンで「[確定申告書等作成コーナー](#)」を利用して、申告書を作成し送信する際には、IC カードリーダーが必要でしたが、パソコンの画面に表示される二次元バーコードを対応スマートフォンで読み取ることで、IC カードリーダーがなくても、e-Tax 申告ができるようになります。

ご自宅等のパソコンから、e-Tax で確定申告書及び青色申告決算書のデータを送信することで、65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。是非 e-Tax 申告をご利用ください。
※青色申告特別控除(65万円)の適用には、一定の要件が必要です。



ととつても **大事な 事前の記帳点検** をしましょう！ **1/22 まで**

多くの皆様が来館される「[決算指導会](#)」期間(本紙 1 面参照)に入りますと、原則として記帳内容の確認にお時間を取ることができません。また、「[決算指導会](#)」期間中は、記帳点検で来館された場合も費用をご負担いただくことになります。より正確でスムーズな申告を行うためには、事前の記帳点検が必要です。必ず記帳点検を受けて、慌てず安心して決算申告期を迎えましょう！
[記帳点検をご希望の際は、事前にお電話の上お越しください。](#)

従業員
専従者

がいる方 **年末調整** をお忘れなく！ **【提出期日 1月11日(火) 1月20日(木)：総務の特例の承認を受けている方】**

専従者・従業員への給与をお支払いの方は、源泉所得税の年末調整と 7 ～ 12 月分の支払給与額の報告及び源泉所得税の納付を年内最終の給与支払日以降に行う義務があります。青梅青色申告会では、「[年末調整指導会](#)」として、次の通り、年末調整をはじめとする給与関係事務のサポートをいたします。

- 【場 所】 申告会事務局
【対象者】 雇い人への給与や税理士等への報酬の支払いをおこなう個人事業者(源泉税を徴収しない方も含む)

※「[給与支払事務所等の開設届出書](#)」を提出した方は、[給与の支払いがなかった場合も納付書の提出による報告が必要です！](#)

- 【持ち物】
- ・事業主、専従者、従業員本人のマイナンバー
 - ・専従者、従業員ごとの支給内容を記載した「源泉徴収簿」(扶養親族がいる場合はその方のマイナンバーも記載してください)
 - ・専従者、従業員に関する以下の情報・書類等
 - ①配偶者、扶養親族の方の生年月日・年収・所得の金額等
 - ②令和 3 年中に支払った国民健康保険税の総額
 - ③令和 3 年分国民年金保険料の控除証明書
 - ④生命保険・地震保険の控除証明書
 - ⑤その他必要な資料(市町村から届いた給与支払報告書など)
- ※不明な点がございましたら事前に事務局へお問合せください

年末
調整
とは？



人を雇って給与を支払った場合には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。しかしその金額は概算であるため、1 年の給与が確定する 12 月に調整をする必要があります。これを「**年末調整**」といい、扶養親族や生命保険などの控除額を計算し正式な所得税額を確定させ、払いすぎている方には還付、足りない方からは徴収をします。その後、源泉徴収票を作成し市区町村等に提出します。

R4 年分の消費税の申告から簡易課税を選択されたい方

消費税の計算方法は「一般(本則)課税」と「簡易課税」の 2 通りがあります。簡易課税を選択されたい方は税務署に「[簡易課税制度選択届出書](#)」の提出が必要となります。「令和 4 年分から課税事業者になるから簡易課税を選択したい」「今まで一般課税だったけど簡易課税にしたい」などの場合の届出書の提出期限は **令和 3 年 12 月 31 日** です。一般課税と簡易課税では納税金額に大きな差が生じる方もいらっしゃいます。お早めにご検討ください。

【新型コロナウイルス関連のお知らせ】

事業復活支援金

※ 2021 年 11 月 22 日時点での情報です。変更される場合もございます。

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受け、売上が減少した中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続・回復を支援するための事業復活支援金が給付されます。

- 対象者 2021 年 11 月～ 2022 年 3 月のいずれかの月の売上が 50%以上または 30%以上減少した事業者。
※前年、前々年同期比など、いつとの比較なのかなど詳細は不明です
- 支援金額 2021 年 11 月～ 2022 年 3 月のいずれかの月の売上減少率に応じて、5 か月分(11 ～ 3 月)の売上減少額を基準に算定した金額を給付。
個人事業主の場合：50%以上減少：最大 50 万円、30%以上 50%未満減少：最大 30 万円
- 申請期間 未定
※詳細が決まりましたら、当会 LINE やホームページにてご案内する予定です。

中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

2021 年の 4 月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が 50%以上減少した個人事業者等の皆様に上限 10 万円 / 月が給付されます。

■申請期間 2021 年 10 月分は 2022 年 1 月 7 日まで

東京都中小企業者等

月次支援給付金

緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、売上高が減少した方を対象に、国の月次支援金に加算して給付金を支給するとともに、国の給付要件を緩和し、都独自に支給されます。

■申請期間 2021 年 7、8 月分は 2022 年 1 月 14 日まで、9 月分は 2022 年 1 月 31 日まで、10 月分は 2022 年 2 月 28 日まで

※詳しくは各種ホームページをご覧ください